



目次	ページ
規則	
◎高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（4・19揭示）	1
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（〃）	1
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（〃）	1
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正（4・20揭示）	2
○政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体	2

規 則

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年4月25日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第43号
高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成26年高知県規則第84号）の一部を次のように改正する。
第1条中「平成12年高知県条例第5号」を「平成12年高知県条例第5号。第11条において「条例」という。」に改める。
第3条第1項第1号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、「業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、

又は建築物を新築する建設工事を請け負う者に支配されていないものに限る。」を削り、「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）当該申請に係る低炭素建築物新築等計画について、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関が行う住宅性能評価を受けた場合にあつては、同項の規定に基づき当該登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書（同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号）別表1に規定する断熱等性能等級の等級4及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級5に適合している場合に限る。）に限る。）
第3条第2項中「前項第2号」を「前項第3号」に改める。
第11条を第12条とし、第10条の次に次の1号を加える。
（法第54条第1項第1号の基準に適合するものであることが確認できる図書）

第11条 条例第55条の4第1項の表1の項の低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号の基準に適合するものであることが確認できる図書として知事が別に定めるものは、第3条第1項第1号及び第2号に掲げる図書とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,497人である。
平成29年4月19日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、170,805人である。

平成29年4月19日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。
平成29年4月19日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	93,645人
室戸市・東洋町選挙区	5,097人
安芸市・芸西村選挙区	6,343人
南国市選挙区	13,399人
土佐市選挙区	7,897人
須崎市選挙区	6,441人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	8,103人
土佐清水市選挙区	4,229人
四万十市選挙区	9,840人
香南市選挙区	9,400人
香美市選挙区	7,676人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,304人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,593人
吾川郡選挙区	8,688人
高岡郡選挙区	17,209人
黒潮町選挙区	3,415人

高知県選挙管理委員会告示第27号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年4月20日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

2 老人ホームの表中

特別養護老人ホーム嶺北荘	長岡郡本山町本山636番地
嶺北広域行政事務組合立養護老人ホーム大豊園	長岡郡大豊町津家1626番地
嶺北広域行政事務組合立特別養護老人ホーム大豊園	長岡郡大豊町津家1626番地

を削る。

高知県選挙管理委員会告示第28号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成29年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成29年4月25日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
小笠原良後援会	小笠原 良	小笠原 静子	安芸郡奈半利町乙1387
面郷典生後援会	小海 苗実	浜田 裕繁	宿毛市小筑紫町小筑紫128-2
竹中多津美後援会	竹村 正人	竹中 忠実	室戸市元甲2101-4番地
平本一也後援会	平本 一也	平本 一也	室戸市室津2337
福田さわ子後援会	三谷 盛稔	森本 サユリ	南国市大桶甲2374-3
細川博司後援会	細川 博司	細川 敏水	長岡郡本山町大石305
山崎ひかる後援会	山崎 光	山崎 光	土佐清水市窪津411